

(別表)

第36回全国健康福祉祭とっとり大会 派遣経費の負担区分

区 分	財団の負担	選手等の負担	備 考
交 通 費	○往路（10月18日(金)）及び復路（10月21日(月)又は22日(火)）の交通費 ○選手団バス乗車証 ○添乗費用 ※往復路の交通費は、経済的かつ合理的な移動方法により事務局が定める額が財団負担となります。	○3分の2相当額 注]往復路共に交通手段は原則として各自(チーム)で確保、手配すること(事務局手配を希望する場合は、旅行業務を担当する業者に申し込みを行い手配する)。	○往路は現地集合(10月18日(金)の宿泊施設が集合場所)を予定しています。 ○復路(大会参加後)は、原則として現地解散となります。 ※往復共に、事務局手配を希望する方への対応を予定しています。 なお、事務局手配による移動、各自(チーム)による移動のいずれの場合でも補助額は変わりません(団体割引適用額等による補助)。
宿 泊 料	○3分の1相当額	○3分の2相当額	申し込みは財団が行う
ユニフォーム代	○2分の1相当額	○2分の1相当額	岩手県選手団共通のトレーニングウェア(上下・帽子)
昼 食 代	○3分の1相当額	○3分の2相当額	申し込みは財団が行う
参 加 費	○全額負担(ただし、ゴルフのプレー代は全額選手負担)	○負担なし(ゴルフのプレー代のみ全額負担)	申し込みは財団が行う
旅行傷害保険	○3分の1相当額	○3分の2相当額	申し込みは財団が行う
そ の 他	※上記以外の費用は負担しない	○競技用ユニフォーム、医療費など	